

北海道地方交通審議会船員部会
第2回北海道海上旅客運送業最低賃金専門部会
議事概要

開催年月日 令和4年12月20日(火)

開催場所 札幌第二合同庁舎(8階会議室)

□議 題□

1. 北海道海上旅客運送業最低賃金の改正(審議)
2. その他

□議事概要□

- ・ 前回の協議では労使委員相互間の意見に隔たりがあることから、部会長の勸奨により、はじめに、前回持ち帰って検討した結果を労使委員双方のみで協議を行った。
- ・ 労使委員双方のみで協議を行った結果、両者の意見が調整されて合意に至り、改定(案)【職員：1,000円の引き上げ/部員：1,000円の引き上げ】が示された。
- ・ 最低賃金額(月額)は、職員について24万7,400円、部員について18万6,550円、とする案が了承された。
- ・ その他として、労働者委員より、航海士や機関士が乗り組まない小型船舶の船長や機関長の賃金について、その職責を考慮して、引き続き、最低賃金額を上回るよう行政指導をお願いしたいとの意見があった。また、旅客船事業者の経営状況は非常に厳しいとは理解しているが、次年度においても労使双方で妥結したいとの意見があった。
- ・ 事務局より、当専門部会の結論については、他の業種の最低賃金専門部会の結論と合わせて、船員部会へ付議することをはじめ、効力発生までの手続きに関する説明があった。
- ・ 海事振興部長より、諮問した北海道運輸局を代表して、部会長及び各委員へ、謝辞があった。
- ・ 部会長より、各委員へ謝辞があり、これをもって本年度の最低賃金専門部会を終了した。

(以 上)